

魚津市告示第125号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について

魚津市訪問型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月11日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条－第45条 （略） 別表（第 6 条関係） 【別記】	第 1 条－第45条 （略） 別表（第 6 条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
4 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	1月につき	所定単位× 245/1,000
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	1月につき	所定単位× 224/1,000
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	1月につき	所定単位× 182/1,000
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	1月につき	所定単位× 145/1,000
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) 1	1月につき	所定単位× 221/1,000
	(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) 2	1月につき	所定単位× 208/1,000
	(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) 3	1月につき	所定単位× 200/1,000
	(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) 4	1月につき	所定単位× 187/1,000
	(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) 5	1月につき	所定単位× 184/1,000
	(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) 6	1月につき	所定単位× 163/1,000
	(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) 7	1月につき	所定単位× 163/1,000
	(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) 8	1月につき	所定単位× 158/1,000
	(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) 9	1月につき	所定単位× 142/1,000
	(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) 10	1月につき	所定単位× 139/1,000
	(15) 介護職員等処遇改善加算 (V) 11	1月につき	所定単位× 121/1,000
	(16) 介護職員等処遇改善加算 (V) 12	1月につき	所定単位× 118/1,000
	(17) 介護職員等処遇改善加算 (V) 13	1月につき	所定単位× 100/1,000
	(18) 介護職員等処遇改善加算 (V) 14	1月につき	所定単位× 76/1,000

備考 (略)

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
4 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき	所定単位× <u>137</u> ／1,000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき	所定単位× <u>100</u> ／1,000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1月につき	所定単位× <u>55</u> ／1,000
5 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 <u>(Ⅰ)</u>	1月につき	所定単位× <u>63</u> ／1,000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 <u>(Ⅱ)</u>	1月につき	所定単位× <u>42</u> ／1,000
6 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	所定単位× <u>24</u> ／1,000

備考 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。